

富山大学研究者倫理・行動規範

平成 18 年 9 月 21 日
教育研究評議会

大学では、知の創造と伝承の場として、学問の自由と研究者の主体的な判断に基づく研究活動が保証されている。反面、大学に所属する研究者は、真理の探究者としての良心に照らして、人間の尊厳および基本的人権を尊重するとともに平和に貢献し、地球環境の保全と他の生物との共生を図り、研究者相互に尊敬の念を持ちながら、研究を発展させ、深めることが求められている。

また、研究者の活動が社会に及ぼす影響は極めて大きいため、すべての研究者は、社会に対する説明責任を果たし、情報公開を積極的に行うと同時に、その行動を自ら厳正に律する必要がある。

以上のことを踏まえ、富山大学（以下「本学」という。）の学術研究の健全な環境の確保と信頼性・公正性の向上を目的として、本学に所属するすべての研究者が守るべき倫理と行動の規範をここに定める。

研究者の倫理

（研究の自由と人間の尊厳）研究の自由は、人類が長い歴史を通して、獲得してきた財産である。しかし、それは絶対的ではなく、人間の尊厳は研究の自由に優越するものである。従って、いかなる研究といえども、人間の尊厳を最大限尊重しなければならない。

（研究の結果に対する責任と配慮責任）研究者は、研究の結果に対して責任を負うと同時に、研究者が所属している社会の安全と安寧、人類の健康と福祉、そして地球環境の保全、未来世代の存続に対して配慮する責任を負う。このことは応用研究のみならず、基礎研究においても同様である。

（研究の社会に対する責任 説明と公開）研究者は、自ら携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、それらが、人間、社会、環境に及ぼしうる影響や、それによって起こりうる変化を推定評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める責任を負う。

研究者の行動規範

（研究の公正・公平性）研究者は、研究の自由が社会からの信頼と負託の上に成り

立っていることを自覚した上で、可能な限り客観的な真理の探究と確保の最大値を求めて、公正・公平に研究を遂行する。

(法令の遵守) 研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(誠実性) 自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範に基づいて誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、自らねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないだけでなく、不正行為が起こらない研究環境の整備に努める。

(研究対象などの保護) 研究の対象(動物などを含む)や研究協力者に対しては法令や関係規則を遵守し、かつ福利に配慮し、これを保護する。また、研究の途上において知り得た被験者の個人情報の保護に最大限の努力を払う。

(専門性・自己の研鑽) 自らの専門的知識・能力・技芸の維持向上に努めるとともに、研究と社会・自然環境の関係を広い視野から理解できるように弛まず努力し、常に最善の判断と姿勢を示す。

(他者との適正な関係) 研究において権威を無批判に受け入れることを排し、他者の成果を建設的に批判すると同時に、他者の批判には謙虚に耳を傾け、真摯な態度で意見を交えると共に、他者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者としての地位を利用し、他者に不正・不必要な圧力をかけない。

(差別の排除) 研究者としての研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反の回避) 自らの行動において利益相反の有無に十分に注意を払い、そこから起こりうる問題を可能な限り回避し、そうでない場合には積極的に情報を開示する。自らの研究成果の社会還元や専門知識に基づく見解の呈示においては、私益に対して公益を優先させる。

(研究環境の確立) 責任ある研究を行うことのできる公正な環境の確立・維持は、自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に関する取組に積極的に参加する。

研究活動における遵守事項

1. 研究者は、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行ってはならない。また、論文著者は適正に公表されなければならない。
2. 自らの研究活動において、研究・調査データの記録の厳正な取扱いを徹底するとともに、それらを一定の期間(個々の分野の特性に応じて適切と考えられる期間、

それが判然としない場合にあっては5年間)は保存しなければならない。

3. 当該研究のため参考にした先行研究は適切に示されなければならない。
4. 同一研究結果を記載した原稿を、許可なく複数の研究誌に投稿してはならない。
5. 研究成果の利用にあたっては、共同研究者(共著者)の同意を得なければならない。
6. 調査や実験を通じて知り得た被験者の個人情報等を漏洩させてはならない。
7. 研究を行うにあたっては、起こりうる危険に対して十分な予防対策を講じなければならない。
8. 生命科学に関する研究、ならびに人を被験者とする研究に際しては、生命倫理等に関する宣言・各種規定やガイドラインを遵守しなければならない。
9. 研究費申請(立案、計画、申請、実施、報告)においては誠実に行動し、その経費執行においては法令や関係規則を遵守しなければならない。
10. 上記以外にも、研究活動において研究者倫理に反する行為は行ってはならない。